

# 令和7年度玉村町地域おこし協力隊員募集要領

## 【玉村町のご紹介】

玉村町は、群馬県の南部に位置し、県内の主要都市である前橋、高崎、伊勢崎、藤岡の4市に囲まれ、通勤・通学・通院・買い物など、どこへ行くにも便利で、のんびり快適に暮らせる「ちょうどいい田舎」です。

鉄道駅はありませんが、JR高崎線の新町駅に接続する路線バスがあり、都心までのアクセスは2時間30分程度です。

地形は全域でほぼ平坦ですので、どこへ行くにも自転車で行くことができます。

遠くに山々が一望でき、川に囲まれたのどかな田園風景が広がっています。特に、初夏になると麦の穂が黄金色に輝く「麦秋」が大変綺麗です。

関越自動車道のスマートICに隣接する道の駅「玉村宿」では、地元産の新鮮野菜や、地元産のお肉を使った揚げたての惣菜が人気です。

子育て面では、保育所（公立・民間あり）、児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポートセンターなどの支援体制が充実しています。



## 【募集案内】

### 1. 募集人数

1名（男女問わず）

※隊員は1名ですが、ご家族がご一緒に移住も大歓迎です。

### 2. 募集概要

隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行っていただきます。なお、活動の詳細については、採用後、町と協議のうえ決定します。

## ○玉村町魅力創出発信業務

### (1) 玉村町魅力発信機構の業務の協力

- ・発信すべき町の魅力の発見、発掘
- ・発信するイベントの開催
- ・地域のグルメ、観光スポットの発信
- ・県外・東京圏への旅行社、メディアへの接触、営業
- ・玉村町の名産品の開発、普及・浸透

### (2) 移住検討者と地域住民や移住の先輩との交流機会の創出及び検討者への町案内



☆玉村町魅力発信機構とは…玉村町魅力発信機構は、令和3年3月に玉村町のスポットやグルメ、その魅力を町内外に発信し、誘客を図るために設立した組織。

## 3. 募集条件

以下のすべての項目に該当する人を対象とします。

- (1) 委嘱の日において20歳以上の人
- (2) 応募時に三大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員（活動体験者は除く）として採用された場合は玉村町に居住し住民票を異動し、移住できる人
- (3) 活動期間終了後も起業や就業により玉村町へ定住する意欲がある人
- (4) 普通自動車運転免許を有している方。
- (5) スマートフォンやパソコンの操作に慣れ、SNSの発信などできる人
- (6) 地域活動に積極的に参加したり、地域の人々と積極的にコミュニケーションを取ったりすることで、地域の課題解決に前向きに取り組める人
- (7) 役場職員、各地区の区長、町外郭団体等幅広く人脈をつくり、情報収集ができる人
- (8) 他の地域おこし協力隊と連携協力し、地域づくりを進められる人。
- (9) 屋外での活動、イベント、県外への出張もできる心身ともに健康な人。
- (10) 法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる人
- (11) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

## 4. 身分・待遇・福利厚生

- (1) 「玉村町地域おこし協力隊設置要綱」に基づき、玉村町長が委嘱します。
- (2) 町との雇用関係は存在しません。  
※雇用保険の加入はありません。

※国民健康保険、国民年金に加入し、国民健康保険税、国民年金保険料、所得税、町民税などは隊員の自己負担です。

※活動に支障のない範囲で兼業を認めます。事前に届け出が必要です。

(3) 委嘱期間中の住居は、予算の範囲内で町が用意します。

※転居に関わる費用、生活用品、光熱水費、火災保険、町内会費等は隊員の自己負担です。

(4) 活動に使用する車両は、自家用車をご用意ください。

※借上費として、燃料代を含み月額30,000円を支給します。

※自家用車は、任意保険に加入（自己負担）し、対人補償は無制限、対物補償は1千万円以上とすることを要件とします。

(5) 活動中の事故に対応するため、傷害保険に加入します。町が掛け金を負担します。

(6) 活動期間中は、ノート型パソコン1台と、Wi-Fiルータ1台をそれぞれ町が用意し、隊員へ貸与します。

## 5. 活動時間、活動日数、活動日等

(1) 活動時間は原則として1日7時間45分、午前8時30分から午後5時15分、昼食休憩は概ね正午から、時間は1時間とします。

※業務内容によって、活動時間を変更する場合があります。

(2) 活動日数は原則として週5日間とします。

(3) 土日祝日にイベント等活動があった場合は、業務に支障の出ない範囲で平日に振り替えます。原則として魅力発信機構職員と同様の日数を勤務日数とします。

(4) 隊員の活動日は、町等と協議のうえ決定します。

※活動時間超過手当はありません。

## 6. 委嘱期間

委嘱の日から1年間です。

※以降、1年単位で最長通算3年まで委嘱期間を更新可能です。更新に際しては双方協議のうえ判断します。

※委嘱期間中でも、隊員として相応しないと判断した場合には、委嘱を取り消します。

## 7. 主な活動拠点

玉村町魅力発信機構

## 8. 謝金及び健康保険等

隊員には、月額292,000円の謝金を支給します。

※支給時に、所得税が源泉徴収されます。

※賞与、時間外手当、退職金、その他費用弁償はありません。

## 9. 提出書類

次の(1)～(3)の書類(※他自治体で地域おこし協力隊として2年以上活動し、解職から1年以内の人は(4)も)を郵送または持参のいずれかの方法で提出してください。なお、郵送費や証明書の取得に要した費用は応募者負担で、提出いただいた書類は返却いたしません。

- (1) 玉村町地域おこし協力隊員応募用紙 1部
- (2) 住民票(住所・氏名・生年月日・性別がわかるもので、募集開始日以降のもの) 1部
- (3) 運転免許証の写し(表・裏の両面) 1部
- (4) 市町村が証明した活動期間を明らかにする書類(任意様式) 1部

## 10. 応募方法

### (1) 募集期間

令和7年3月31日(月)から令和7年5月16日(金)まで(必着)

### (2) 提出先

【12. 問い合わせ先に同じ】

## 11. 審査方法及び結果通知

### (1) 書類審査

提出された応募用紙に基に選考し、結果は、応募者に書面で通知します。  
※書類内容について、電話等で確認する場合があります。

### (2) 面接審査

書面審査通過者に対し、玉村町内で面接審査を行い、隊員候補者を決定します。面接の詳細は、対象者に別途通知します。

### (3) 結果のお知らせ

面接審査終了後、採用か不採用かの結果を書面で通知します。なお、応募にかかる経費(書類申請・面接)はすべて応募者の負担です。  
※選考内容は、お答えできません。

## 12. 問い合わせ先

〒370-1192

群馬県佐波郡玉村町大字下新田201

玉村町役場 企画課 魅力発信係

TEL0270-64-7711

FAX0270-65-2511

Email:kikaku@town.tamamura.lg.jp

玉村町マスコットキャラクター

「たまたん」

ご応募お待ちしております♪  
ご興味のある人はお気軽にご相談ください。

